

法廷等の秩序維持に関する法律違反事件記録符号規程

昭和27年10月20日最高裁判所規程第15号

法廷等の秩序維持に関する法律違反事件記録符号規程\*

法廷等の秩序維持に関する法律違反事件記録符号を別表のように定める。

附則

この規程は、昭和二十七年十月二十日から施行する。

(別表)

簡易裁判所	秩い
地方裁判所	秩ろ
家庭裁判所	秩は
高等裁判所	
第一審事件	秩に
抗告事件	秩ほ
異議申立事件	秩へ
最高裁判所	
第一審事件	秩と
特別抗告事件	秩ち